

場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図る。

(4) プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

常時着用により適した救命胴衣の技術基準の導入、乗船者等を対象とした講習会、イベント等の機会における常時着用に係る啓蒙・啓発活動の実施、着用義務化の検討を行うことにより、プレジャーボート等の安全性向上を図る。

(5) マリンロード構想

平成13年度に構築したマリンロード構想の基本コンセプトに基づき東京湾及び周辺海域においてモデル事業に着手する。

(6) 小型船舶に対する情報提供の充実

一般船舶はもとよりプレジャーボート等に対しても、ユーザーが必要とする気象・海象等の情報をインターネット等を使用して容易に入手できるシステムを整備する。

また、マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」、「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、愛好者に対し安全に関する情報をリアルタイムに提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図る。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、船舶への立入検査を実施し、海難の発生に直接結びつくおそれのある悪質な法令違反の取締りを行うなど、様々な機会を通じて現場における指導取締りを実施する。

また、港内、狭水道等船舶交通のふくそうする海域において、巡視船艇による交通整理及び航法違反等の指導取締りを実施し、特に海上交通安全法（昭47法115）に定める11航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしう戒を実施し、重点的な指導取締りを実施する。

このほか、特にマリンレジャー活動が活発化する時期には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海

上タクシー等を重点に全国一斉の安全指導を実施するほか、海上輸送活動が活発化する年末年始には、これらの船舶に対する全国一斉の指導取締りを実施する。

警察では、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の大型化、高速化等を進めるとともに、水上警察活動に従事する警察職員に専門的な知識、技能を習得させるなど、水上警察活動の体制の充実強化を図る。

船舶交通のふくそうする港内、事故の起きやすい海浜、河川及び湖沼等において、警ら用無線自動車や警察用航空機と連携したパトロール等による警戒、警備、訪船連絡等を効果的に実施し、事故に直結しやすい海事関係法令違反に重点を置いた指導取締りを推進する。また、レジャースポーツに伴う事故防止のため、その愛好者に対し遊具の搬送、持込みに際して安全指導を行う。さらに、各種レジャースポーツ関係業者、港湾、船舶、漁業関係業者等と共に官民一体となった水上交通安全思想の普及・啓発活動を行う。

このほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど、水上交通に関する秩序の維持に努める。

第7節 救助・救急体制の整備

1 海難情報の収集処理体制の整備

海上保安庁では、海難情報を早期に入手し、迅速かつ的確な救助活動を行うため、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対応した遭難周波数を24時間聴守し、事案の発生に備える。

また、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手するため、緊急通報用電話番号「118番」の一層の周知、定着を図る。

2 海難救助体制の充実・強化及び海難救助技術の向上

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(SAR条約)に対応し、北西太平洋の広大な海域における捜索救助活動を迅速かつ的確に行うため、海運・水産関係者に対する日本の船位通報制度(JASREP)への参加促進を継続し、その有効な活用を図るほか、SAR条約に基づく近隣諸国等との海難救助に関する協力体制の充実を図る。

海難等が発生した際に、救助対象へ救助勢力を早期に投入するため、24時間の当直体制をとるとともに、船舶交通のふくそう状況、気象・海象状況等を勘案し、海難の発生のおそれがある海域に巡視船艇を配備するなど、巡視船艇・航空機を効率的に運用する。また、大型台風の接近等により大規模な海難等の発生が予想される場合には、非常配備体制をとり事案の発生に備える。

実際に海難等が発生した場合には、巡視船艇、航空機を現場に急行させるとともに、関連する情報を速やかに収集・分析して捜索区域、救助方法等を決定する等、迅速、的確な救助活動を実施する。

また、高度な救助技術を要する特殊な海難や高度な応急処置を要する傷病者に対応するため、特殊救難隊及び救難強化巡視船による特殊救難体制や救急救命士の適正な配置による救急救命体制の充実・強化を図る。

さらに、海上の漂流者や傷病者等に迅速、適切に対応するため、高速・機動性とつり上げ救助能力を有するヘリコプターに同乗し、救急救命処置をも行い得る機動救難士を航空基地に配置し、人命救助即応体制の充実・強化を図る。

このほか、(社)日本水難救済会が実施する救助訓練の指導等、民間救助体制の強化を図る。

一方、海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者を減少させるためには、救命胴衣の着用率を高めるとともに、落水しても救助を要請できるよう連絡手段を確保しておくことが極めて

有効であることから、漁船、プレジャーボート等の乗組員を対象とした、救命胴衣の常時着用、携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を三つの基本とする「自己救命策確保キャンペーン」を強力に推進するとともに、救命胴衣着用推進モデル漁協、同マリーナの指定拡充等による救命胴衣の着用率の向上を図る。

警察では、船舶無線・各種水難救助資器材等の整備充実を図るとともに、警察用船舶と警察用航空機との連携による救助訓練等を通じて救助技術の向上に努める。また、水難の発生が予測される水域におけるパトロールを強化するとともに、警察用航空機との連携を密にして水難救助活動を強化する。

3 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師の迅速かつ円滑な出動を行い、適切な医療活動を行うため、(社)日本水難救済会が事業主体となって実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力をを行うとともに、関係団体と協力し、医療機関の参加を促進するなど洋上救急体制の一層の充実を図る。

第8節 損害賠償の適正化・充実

国内旅客船の事故により、旅客に損害を与えた場合における損害賠償の能力を事業者に確保させるとともに、旅客1人当たりの保険金支払限度額については、自動車損害賠償責任保険の保険金支払限度額等の変動を勘案しながら、必要に応じて改定を行う。